

全員協議会会議録

1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	2
	(1) 報告事項について	2
	① 塩谷広域行政組合議会について	2
	② 台風 19 号の被害状況について	3
	③ 旧西小学校の利活用について	7
	④ 矢板市行財政改革推進計画の実績について	10
	⑤ 令和 2 年度予算編成方針について	12
4	その他	15
	(1) 豚コレラ感染防止緊急対策事業にかかる支援策について	15
	(2) その他	16
5	閉 会	16

○ 出席者

【 議員 16 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由 紀 夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑫ 和 田 安 司
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長
- ⑤ 総合政策課参事兼総合政策課長
- ⑥ 秘書広報課長
- ⑦ 総務部長兼総務課長
- ⑧ 税務課長
- ⑨ 健康福祉部長兼社会福祉課長
- ⑩ 高齢対策課長
- ⑪ 子ども課長
- ⑫ 健康福祉部参事兼健康増進課長
- ⑬ 市民生活部長兼くらし安全環境課長
- ⑭ 市民課長
- ⑮ 農林課長
- ⑯ 商工観光課長
- ⑰ 経済建設部長兼建設課長
- ⑱ 都市整備課長
- ⑲ 会計管理者兼出納室長
- ⑳ 教育部長兼教育総務課長
- ㉑ 生涯学習課長
- ㉒ 選挙・監査事務局長
- ㉓ 農業委員会事務局長
- ㉔ 上下水道事務所長兼水道課長
- ㉕ 下水道課長
- ㉖ 総務課行政担当主幹

齋 藤 淳一郎
横 塚 順 一
村 上 雅 之
三堂地 陽 一
室 井 隆 朗
高 橋 弘 一
塚 原 延 欣
星 野 朝 子
石 崎 五百子
沼 野 晋 一
田 城 博 子
細 川 智 弘
小野寺 良 夫
柳 田 恭 子
和 田 理 男
村 上 治 良
津久井 保
柳 田 豊
永 井 進 一
小 瀧 新 平
山 口 武
森 田 昭 一
大谷津 敏美智
河 野 和 博
齋 藤 正 樹
佐 藤 賢 一

【 欠席説明員 】

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 水 沼 宏 朗

1 開 会

○議長（石井侑男） 全員協議会を開会いたします。 （10：00）

会議に入る前に一言申し上げます。

このたびの台風19号により、大雨や強風により亡くなられました方々に対し、深く哀悼の意を表します。

また、被災された方々に対しては、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興、復旧をお祈り申し上げます。

矢板市内におきましても、いたるところで被害が発生しましたが、市の職員を初め、矢板消防署員、消防団員、その他関係各位の御尽力により、被害を最小限にとどめられたことに深く感謝をいたします。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、次第に沿って会議を進めます。

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私からも、まず初めに、このたび上陸をいたしました台風19号、本県付近には10月12日夜から13日未明にかけて通過をいたしました台風19号によりまして、お亡くなりになられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にも謹んでお見舞いの言葉を申し上げたいと思います。一刻も早い復旧、復興を願っているところでございます。

私ども、矢板市におきまして、矢板市役所におきましても全庁的な対応を、そして塩谷広域行政組合消防本部や県警察との連携、さらには消防団や自治

防災組織といった市民の皆さんの御協力をいただきましたところでございますが、被害を完全に食いとめることができなかつたこと、大変残念に思っております。

本日の議題についてでございますが、この台風 19 号の被害状況についてなど 5 件、御用意がございます。

これらの件につきましては、所管の部課長から御報告いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

3 議 題

(1) 報告事項について

① 塩谷広域行政組合議会について

○議長 私から報告いたします。

○議長 去る 10 月 4 日、午後 1 時 30 分からエコパークしおや研修室において全員協議会が開催され、その後、第 138 回塩谷広域行政組合議会定例会が開催されました。

議案につきましては、議案第 1 号 令和元年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）について、議案第 2 号 平成 30 年度塩谷広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 3 号 平成 30 年度塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 4 号 塩谷広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 6 号 塩谷広域行政組合使用料及び手数料条例の一部改正について、議案第 7 号 塩谷広域行政組合火災予防条例の一部改正についての計 7 議案が提出され、それぞれ原案のとおり、可決・認定されました。

また、塩谷広域行政組合議会の正副議長の改選が行われ、議長にさくら市の石岡祐二議長が、副議長に塩谷町の直井美紀男議長が就任いたしました。

以上、塩谷広域行政組合議会についての報告を終わります。

○議長 ただいまの報告に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

② 台風 19 号の被害状況について

○議長 報告を求めます。

○くらし安全環境課長 (小野寺良夫) 資料をごらんください。

この資料につきましては、10 月 15 日 17 時現在のものをございまして、この時点より件数は増加しております。御了承願いたいと思います。

まず、矢板市の雨の状況でございますが、12 日 8 時半から降り始め、観測してございます。23 時 30 分までの間、市内観測所幾つかございますが、重立ったものがございますが、まず上町の観測地点では降り始めから 358 ミリの量でございました。寺山ダムでは 336 ミリ、弓張では 396 ミリとなっております。

それでは、資料に基づきまして説明いたします。まず、気象状況と対応状況について申し上げます。

11 日、台風が来る前日でございますが、9 時 15 分に庁内防災会議を開催いたしまして、災害対策本部の設置につきまして協議を行いました。同日、15

時に災害対策本部を開催いたしました。災害対策本部では台風の対応、避難所開設の協議を行いました。避難所につきましては、12日9時から自主避難所3カ所を開設いたしました。

12日になりまして、6時19分に大雨警報が発表されました。その後、午後から暴風、洪水、土砂災害警戒情報が発表されまして、19時50分には数十年に一度の台風で大雨、暴風による命を守る行動をとるような、大雨特別警報が発表されております。これらの発表によりまして、対策といたしましては、武道館を避難所として開設いたしまして、12日16時40分、避難準備情報を発令し、その後、18時15分と50分に避難勧告を発令してございます。

避難に当たりましては、ただいまの市長の挨拶にもありましたが、要支援者等もございまして、消防団が戸別訪問をしていただいて、対応していただいたところでございます。

避難所の状況でございますが、12日23時のピーク時の避難所等の人数といたしましては、4施設で129世帯332人の避難者がございました。そのほかに、自主避難所といたしましては、大槻、乙畑、土屋、境林の自治公民館におきまして、15世帯44人の避難者がおりました。

13日になりまして、雨が徐々にやんできまして、2時20分に大雨特別警報が、また、4時58分には全ての警報が解除となりました。その間、庁内防災会議、または、防災対策本部会議を開催いたしまして、被害の状況、今後の対応について協議をしたところでございます。それと、避難所につきましては、帰宅者の意向が確認できたところで、7時45分に災害対策本部を解散したところでございます。

また、3連休が明けまして10月15日に庁内防災会議を開催いたしまして、被害の状況、対応について協議をしたところでございます。

次の頁をごらんください。人的・住家被害でございます。

人的被害につきましては、軽傷 10 名でございます。これは下太田地区で床上浸水に遭われた 2 世帯 10 名でございます。雨、水に濡れたことでの低体温症ということでした。

住家等被害についてですが、一部破損が 5 件、床上浸水が 5 件ございました。一部破損につきましては、屋根がはがれたということが 2 件、土砂の混入、流入が 2 件、また、倒木により家が壊れたということが 1 件ございました。床上浸水につきましては、下太田、片岡、幸岡地内で合わせて 5 件となりました。床下浸水につきましては、15 件の申し出がございます。

次に、公的施設等の被害でございます。

市の管理施設でございますが、文化会館の地下に水が入りまして、配電盤がございますが、停電となっております。昨日までに水のくみ上げが終わりまして、これから本格調査となります。また、運動公園野球場の北西斜面が崩れまして、グラウンド内に土砂が流入している状況です。そのほかは記載のとおりでございます。

医療・福祉関係につきましては、被害はございませんでした。

ライフラインにつきましても、被害はございませんでしたが、一部節水をしていたものの、本日までに全て解除となっております。

農林関係でございますが、ここに記載のとおりであります。きょうの新聞報道で被害額が出ておりました。1 億 5,600 万円ほどということで、第一報として今つかんでいる数字でございます。

林道、河川につきましては記載のとおりであります。これらはいくまでも市の管理の施設でございまして、県の情報はここには記載してございません。

また、道路につきましては、現在のところ 120 カ所の被災がございまして、

ここに記載がありますのは、災害復旧事業について対象になるだろうと思われる箇所でございます。通行止めにつきましては、現在4カ所でございます。

個人の支援につきましては、罹災証明の申し出が今ございまして、随時確認を行っており、交付している状況でございます。床下浸水までが罹災証明の対象となっております。

それと消毒関係ですが、薬剤等を希望者に無料配布しております。本人が散布するのか、本人ができなければ市のほうで委託業者をお願いするというような方向でございます。

災害廃棄物につきましては、20日までに流木や瓦れき、土砂につきましては運動公園の資材置き場にて受入を行っております。

可燃ごみにつきましては、市のほうの被災証明を出しましてエコパークしおやで受入を行っております。水に浸かった家電につきましては、市のほうで受けとっております。

他の市町への応援でございますが、現在、応急給水といたしまして、日本水道協会栃木支部から要請がございまして、那須烏山市へ職員2名と給水車1台、給水袋600袋を派遣している状況でございます。これが20日までとなっております。

この執行に伴います、応急にかかる費用でございますが、専決処分にて対応していきたいと考えております。なお、専決処分の承認につきましては、直近で開催されます議会で議案として提出いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの報告につきまして、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

③ 旧西小学校の利活用について

○議長 報告を求めます。

○総合政策課長（室井隆朗） 資料をごらんください。

ことし3月に閉校になりました西小学校の利活用を図るため、公募型プロポーザルを実施することといたしましたので、御報告いたします。

1、公募物件の概要であります。これは記載のとおりであります。この中で、(3)、敷地面積につきましては、22,368 m²であります。(4)、対象施設は校舎及び校庭とし、原則として、(7)、その他の建物を含めまして全体利用といたします。(5)、校舎延床面積につきましては1,610 m²であります。(9)、特記事項ですが、平成4年に大規模改修工事、平成23年に耐震補強工事を実施しております。また、隣接地が土砂災害特別警戒区域に指定されているほか、敷地が土砂災害警戒区域に指定されているところでございます。

次に、2、公募の趣旨につきましては、記載のとおりであります。今回のプロポーザルについては、校舎を利用しつつ、移住・定住の促進を含めた人口の増加につながる事業や、安定的な就業・所得機会の創出による地域経済の活性化など、「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に資する利活用の提案を募集いたします。

3、公募における基本方針ですが、(1)、事業期間としましては20年間を基本とし、更新を可能といたします。(2)、賃借料につきましては、事業者の負担により施設を改修し、運営することを前提に、無償といたします。なお、提案の内容によりましては、建物の譲渡につきましても検討いたします。(3)、その他といたしまして、公共用途や教育振興を図る提案につきましては、改修費の

一部補助もあり得るものとして検討していきたいと考えております。

次の頁をごらんください。

4、事業提案募集に当たっての条件等につきましては、こちらも記載のとおりでございますが、その中で、(5)、敷地内にある記念碑や記念樹等については現状を維持すること、(6)、選挙や災害時等には施設を開放することを特に明記してございます。

5、募集受付期間であります。まず実施手続き開始の公告につきましては、10月18日から10月28日15時までとなっております。この期間に合わせて要領なども交付したいと考えております。参加表明書の提出期限につきましては、10月28日15時までとなっております。さらに、提案書提出期限につきましては、10月31日から11月6日までとなっております。そして、提案書の提出を受けまして、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを11月12日に予定してございます。

6、応募方法につきましては、参加表明書による参加資格等要件を確認した後、事業提案書を提出していただきます。

7、評価につきましては、庁内委員、これは業者選考委員会のメンバーですが、これと外部有識者3名からなる評価委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施いたします。

8、契約につきましては、評価委員会の審査により最優秀となった者を優先交渉権者といたしまして、基本協定を締結後、事業内容等の詳細について協議を行いまして、議会の議決をいただき、市有財産貸付契約を締結するという流れになってございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの報告につきまして、御質疑等はありませんか。

- 中村議員 外部の評価委員3名はどういった方で、どういった方法で選出される予定でしょうか。
- 総合政策課長 地域の代表の方、建築に関する有識者、金融機関の代表者と考えております。選考に当たりましては、我々のほうでそうした方々に当たって決めていきたいと考えております。
- 議長 ほかにございませんか。
- 宮本議員 公募の趣旨の中で、「地域に親しまれた集いの場を残し」と文言がありますが、これはこういった形で残していくのでしょうか。
- 総合政策課長 今の段階では、先ほどの趣旨にもありましたように、矢板市まち・ひと・しごと総合戦略に資する利活用ということになっておりまして、まだ具体的にこう、ということは決めておりませんが、なるべく公共に資するもの、また、学校だったことも踏まえ、教育関係のものが提案に上がってくればいいのではないかと考えております。
- 宮本議員 形として、教室を残すとかではなく、検討するということによるしいのでしょうか。
- 総合政策課長 今回のプロポーザルの趣旨としましては、やはり校舎や施設はなるべく残した形で事業者の方に事業を提案していただくことを考えております。ですから、なるべく校舎等を残していただく、そのような趣旨もありまして早急に、老朽化も進んでおりますので、プロポーザルを実施して事業者を決めてきたいと考えております。
- 宮本議員 地域に対してどのような形をとっていくのか、ということをお聞きしたいと思います。
- 総合政策課長 選挙や災害時に施設を開放すること、これは資料にも載ってございますが、あとは、施設の利用形態にもよりますけれど、例えば体育館

などを利用したいという場合には、なるべくそちらも開放していただくような形で、地元のほうには考えております。

○議長 ほかにございますか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

④ 矢板市行財政改革推進計画の実績について

○議長 報告を求めます。

○総合政策課長 資料をごらんください。

矢板市行財政改革推進計画につきましては、少子高齢化の進行やまちづくりに対する新たな課題への的確な対応を図るため、本市が独自に実施することができる対策により財政の健全性を向上させるとともに、行政運営を改革することを目的として平成28年10月に策定をいたしました。この計画の推進期間につきましては、平成28年度から平成32年度まで5年間となっております。

この進捗管理表の見方ではありますが、3つの大分類に分け、さらにそれを小分類に分けまして、それぞれ指標を設定し、計画期間の年度ごとに進捗状況を記載しております。それぞれの指標ごとに、上段に実施状況、下段に実績を記載しております。上段の記号につきましては、取り組みを実施した場合に○、過年度に実施し目標を達成されている状態が継続している場合には□、検討した場合には△、未実施の場合には×となっております。

それでは、平成30年度の実績について主なものを御説明いたします。

まず、歳入の増加に関する取り組みであります。これにつきましては、7つの小分類、11の指標を設定しております。11の指標のうち、10の指標について取り組みを実施し、成果が出ている状況でございます。まず、上から3番目

の企業誘致実績であります。これにつきましては、矢板南産業団地への誘致企業となっております。その2つ下の保留地の売却件数及び金額につきましては、売却件数が4件、金額にして5,274万円であります。これにつきましては、木幡地内の市有地3件と中地内の市有地1件でございます。下から3つ目のふるさと納税受入額につきましては、前年度を大きく上回って大幅に寄附獲得額を伸ばしているところでございます。

次の頁をお開きください。歳出の減少に関する取り組みであります。これにつきましては、4つの小分類、8つの指標を設定しております。8つの指標のうち6つの指標について取り組みを実施し、成果が出ている状況であります。この歳出の減少に関する取り組みにつきましては、10年にわたる財政健全化計画を実施してきた後の取り組みということもありまして、金額的に際立って実績が現れているものがない状況であります。そのような中で、財政支出の削減に貢献したものといたしまして、上から4番目の時差出勤累計であります。この累計時間数として1,007.5時間となっており、前年度に比べますと大幅に伸びております。1時間当たりの時間外勤務の単価を1,800円と仮定いたしますと、約181万円の削減となっております。そのほか、一番下の補助金・負担金の見直しにつきましては、ふるさとまつり補助金の廃止及び敬老会実行委員会補助金の見直しによりまして、実績値で前年度を大きく上回っております。

次の頁をごらんください。行政改革に関する取り組みであります。これにつきましては、7つの小分類、9つの指標を設定しており、全ての指標について取り組みを実施しております。この指標につきましては、将来的に財政支出の改善につながるものや、行政サービスの満足度といった金額に表せない指標となっております。上から2つ目、健康寿命延伸施策の実施につきましては、従来から実施しておりますお元気ポイント事業に加えまして、新規の健康ポイン

ト事業を開始いたしまして、参加・登録者数を大きく伸ばしております。その3つ下の市民懇談会につきましては、矢板未来ミーティング及び未来づくり座談会を実施いたしました。一番下の行、情報システムの改善についてでございますが、議会におかれましてはペーパーレス化をいち早く実施されております。執行部におかれましては、学校ネットワークの分離及び教職員のPCタブレット化、市職員関係の会議の一部ペーパーレス化を実施いたしました。

本市の行財政改革におきましては、即効性のある有効な施策を見出すのは難しい状況にあります。策定いたしました推進計画に基づき行財政改革を着実に推進することにより、一層の歳入の獲得と歳出の削減、さらには行政の効率化に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても御協力と御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの報告につきまして、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑤ 令和2年度予算編成方針について

○議長 報告を求めます。

○総務課長（塚原延欣） 資料をごらんください。

こちらにつきましては、10月1日（火）、全部課長、全グループリーダーを対象に事務説明会を開催し、説明を行いました。現在、予算編成作業に入っているところでございます。

それでは、資料の1頁をごらんください。2段落目までは国の状況を記載してございます。3段落以降が矢板市の状況でございます。平成30年度決算に

おきましては、個人市民税及び法人市民税などが増加したものの、固定資産税の大幅な減少によりまして、市税収入は平成 29 年度と比較しまして減少いたしました。少子高齢化、人口減少などの影響で、今後も市税収入が大幅に増加することは見込めない状況でございます。一方、歳出におきましては、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金など社会保障関係経費の増加が見込まれ、柔軟性を欠いた財政運営が続くものと見込まれております。

このことから、令和 2 年度の予算編成に当たりましては、健全な財政運営を堅持をしつつ、未来志向で、さらなる健全化に取り組みながら、総合計画の 5 つの重点計画、総合戦略の 4 つの基本目標を重点的に推進してまいります。

加えまして、自主財源の確保に積極的に取り組みまして、各種施策の優先順位について選択と集中を図り、施策の成果向上に寄与しない事業、時代の潮流に合わない事業、役割を終えた事業は廃止するなど、将来の財政需要も踏まえ、持続可能な財政基盤の確保を図ります。

2 頁をごらんください。予算要求に際しましての基本的な事項です。3 頁まで、12 項目ございます。前年度と比べ大きく変わるものはございませんが、3 頁の(12)が新たに追加したものでございます。

それでは、主なものを御説明いたします。まず、(1)はこれまで同様、新規事業を計上する際には、市が関与する必要性、緊急性、費用対効果の十分な検討を行い、既存事業の廃止、整理・縮小を図り、財源を確保することとしております。

(2)、第 2 次 21 世紀矢板市総合計画及び矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれている施策の確実な実現を図るため、地方創生交付金を積極的に活用し、適切に対処すること、そして、地方創生交付金の申請に至らない場合であっても、その認定基準である官民協働、政策間連携に即した事業実施

に努めることとしております。

(3)、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業については、廃止、再構築を前提に重点的に徹底した見直しを行うこととしております。

(5)、市単独事業は、真に緊急かつ必要な事業に限定し、成果向上に寄与しない事業は、廃止または縮小を検討することとしております。3頁をお開きください。国、県補助金等の廃止、縮減に伴う市単独事業費への振替は原則認めないこととしております。

(9)、工事の発注、物品・役務の調達は、地元中小企業及び小規模事業者の受注の機会増大に努めることとしております。

(10)、物品及び役務調達は、障害者就労支援施設等からの物品調達の機会増大に積極的に努めることとしております。

新たに追加になりました(12)ですが、令和2年度から制度が変わります会計年度任用職員制度に伴いまして、確実な予算措置を行うなど適正な運用に努めることとしております。

4頁をごらんください。予算要求の限度額でございます。今年度、この令和2年度までの予算までは、(3)に義務的経費、投資的経費を除くその他の事務事業ですが、こちらが一般財源ベースで前年度当初予算額の95%を上限にするというふうにこれまでしておりました。長年、対前年度当初予算額の5%削減を実施していることから、令和2年度につきましては、前年度当初予算額を上限とすることといたしました。

なお、予算要求に当たりましては、例年どおり各課に対し、一般財源の枠配分方式を採っておりまして、課内、部内での事業費調整を行うこととしております。

なお、5～9頁にかけましては各課に対する細かい指示事項でありますので、御参考としていただきまして説明は省略させていただきます。

10頁以降につきましては、当初予算、決算、基金の現在高、市債残高、扶助費等、推移をグラフ化したものでございます。御参考としていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

4 その他

(1) 豚コレラ感染防止緊急対策事業にかかる支援策について

○議長 報告を求めます。

○農林課長（和田理男） 資料はございません。

豚コレラは豚と猪のみが感染する家畜伝染病であり、昨年9月、岐阜県内で発生が確認されて以来、感染範囲が広がり、本年9月に埼玉県、そして10月4日に群馬県の野生イノシシへの感染が確認されました。

感染力が非常に高く、農場の豚に感染した場合、発生した農場内は全頭が殺処分となります。陸の多い栃木県におきまして、野生イノシシから養豚場内への感染防止を目的としまして、施設の外周に設置をする侵入防止柵の設置に対する支援事業が創設されました。農場の敷地外周に防護柵を設置する費用について、国が2分の1、栃木県が残りの2分の1すなわち4分の1、そして設置者が残りの4分の1を負担するものです。

矢板市には3軒の養豚場がありますが、3軒ともこの制度を活用するということから、この養豚場経営者、また、農家の方々への支援といたしまして、設置者負担分4分の1の全額を矢板市から補助することといたします。

これにかかる経費は、おおむね500万円程度と見込んでいますが、この補正予算につきまして専決処分にて処理いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。専決処分の承認につきましては、直近に開催される議会において議案として提出いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

(2) その他

○議長 このほか、議員各位及び市当局からほかに何かありませんか。

(なし)

5 閉 会

○議長 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。 (10:41)

お疲れさまでした。